

(6面から続く)
と協議し適正な執行をされるよう要望します。⑤国保の収

健全への取り組み等に賛意

鈴木議員 (政和会)

平成十七年度一般会計予算案の歳入について、基幹税ともいべき市民税が、十年前と比較し一万人弱の人口増にもかかわらず、引き続き経済不況の影響等により六億九千万円の減収。また、国の三位一体改革により、地方交付税等が減額され、平成十六、十七年度の両年で七億二千万円の減収となり、市税と合わせ十四億一千万円の大幅な収入減となっております。一方、市民要望は山積しており、少子高齢化に対応するため、小児医療の対象年齢の引き上げや児童ホームの増設、高齢者健康診断の拡充、さら

納については、臨戸徴収等の努力は認めますが、より一層の収納向上に期待します。
これからの事業に取り組み一方で、借入金依存度の軽減策を実施し、今年度市債総額は、二十一億四千九百七十一万円で市債依存度は七・一%、これは国策によるものがほとんどで実質の市債は、七千五百九十万円であり、市債依存度は〇・二%となっております。これら健全財政への取り組み等については、かねてから政和会が主張していたことであり、当局側の姿勢を是として今回の予算案に賛成するものです。

ソフト事業への取り組み等評価

安斉議員 (自民党明政会)

本定例会に提案された諸議案に対し、賛成の立場から討論を行います。
今年度の事業はソフトを中心に質の向上を図り、後期基本計画に基づく施策として市民福祉の向上、個性的・魅力的なみなぎる活力とやすらぎが調和するよきまのまちを実現するために五つの重点目標が政策に取り入れられております。①有料広告の掲載・協働のまちづくり条例制定に向けた市民会議・電子入札システム導入などの施策。②安心、安全な生活環境の推進策として、地域の実情に合ったコミュニティのまちづくり・

ソフト事業への取り組み等評価
消防資機材の充実。③福祉、医療、保健の推進について、次代を担う子ども達の健やかな成長と安心して産み育てることの出来る環境整備。小児医療費対象年齢の拡大・高齢者筋肉向上トレーニング事業の充実。健康文化都市宣言。④教育文化の推進として、少人数学級の充実・防犯ブザーの配布・学校施設の耐震化補強設計委託。⑤住み、働き、憩うまちの活性化について、産学連携のまちづくり・農産物、特産品の新製品の開発など、厳しい財政事情の中、五つのソフト事業へ重点的に取り組まれた市長の政治姿勢を評価するものです。

決議・意見書

児童扶養手当の減額に関する意見書

政府は、離婚の増大に伴い、児童扶養手当の受給者が増大する中、合理化、効率化を行い、自立を支援する制度として将来にわたり機能できるようにするとし、平成十五年四月施行の改正児童扶養手当法により受給期間が五年(事由発生から七年)を超える場合、政令より手当の額の二分の一に相当する額を超えない額を減額するとしている。
政府の調査(平成十年十一月)によっても「母子世帯となったときの母の平均年齢は三十四・七歳で、そのときの末子の平均年齢は五・四歳」となっている。五・四歳の子を持つ母子の五年後は小学校高学年、中学生で成長に伴う食費増、教育費増などが重なる時代となり、児童扶養手当の減額はその時を直撃することとなる。
児童扶養手当は、母子家庭の子どもの健やかな養育のためのものであり、ひとり親が安心して子育てできるように、児童扶養手当の見直しによる受給五年後の手当減額の延期、もしくは削減の率を緩和するよう国に対して強く要望する。

米原子力空母の横須賀配備に反対する決議

本年二月十日、米国会議の上院軍事委員会が米海軍のクラーク作戦部長は、二〇〇八年か二〇〇九年に退役する横須賀配備の通常型空母キティホークの後継艦として原子力空母配備の方針を事実上表明した。
これに対して、地元の沢田秀男横須賀市長は「通常型配備のため、あらゆる手段を行使してほしい」と述べ、原子力空母配備に反対の姿勢を示している。また、松沢成文知事も「原子力空母は絶対に避けたい」と述べ、明確に反対する立場を表明している。
厚木基地に隣接している座間市は、空母艦載機の騒音被害を恒常的に受けている。この上、原子力空母配備は、騒音の一層の増大と永続化が予想されるだけに絶対容認できない。
二基の原子炉が燃やす核燃料を動力として航行する原子力空母は、その熱出力が日本国内で稼働している原子力発電の原子炉一基分(約百万キロワット)に匹敵するといわれ、横須賀寄港中に事故を起こした場合、半径数十キロメートルで放射能汚染の危険があると見られるだけに、人口密集の首都圏への配備は絶対容認できない。
日本は今年被爆六十年、唯一の被爆国であり、原子力空母の配備は、一九六七年十二月に佐藤内閣が決めた非核三原則「持たず、作らず、持ち込まず」の国是を大きく逸脱することになる。
よって本市議会は、米原子力空母の横須賀配備に強く反対するものである。

国庫負担を介護給付費の三〇%に引き上げるよう求める意見書

政府は、二月八日介護保険「改正」法案を閣議決定し、国会に提出しました。その内容は、高齢者の増大にともなう介護給付費の伸びを抑制することに重点を置いた見直しで、施設利用者には負担増を強い、軽度の在宅利用者へはサービスを制限する内容となっている。
しかし、介護保険制度を改善するために政府がすぐに行うべきことは、このような方向ではなく国庫負担の引き上げである。
現在は、介護給付費の二五%が国の負担であるが、このうち五%分は地方間の格差を調整する財源にしているため、座間市をはじめ都市部を中心に、実際は国の負担の二五%を大きく下回っている。したがって、国が負担を三〇%に引き上げ、国の制度として低所得者への利用料、保険料の減免制度をつくるなど、改善に役立てることが急務となっている。
また、国が責任をもって在宅でも施設でも安心して暮らせるサービス基盤を整備することが求められている。
よって本市議会は、介護保険制度の改善のために国庫負担を介護給付費の三〇%に引き上げるよう強く求めるものである。

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書

自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、アスペルガー症候群など、発達障害への対応が緊急の課題になっています。発達障害は、低年齢で現れることが多く、文部科学省の調査では、小中学生全体の六%に上る可能性があるとされています。
平成十六年十二月に発達障害者支援法が制定され、本年四月から施行されます。この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて、必要な措置を講じるよう示されています。
発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要です。それには、教育・福祉・保健・就労などの関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせません。
国は、都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置するとしていますが、よりきめ細かな支援対策を実施するには、市区町村の役割が極めて重要であり、支援のネットワークづくりが求められます。
そのために、左記の項目を早急に実施するよう強く要望します。

介護保険制度見直しにあたっての意見書

二〇〇〇年にスタートした介護保険制度は、五年目を迎える見直しが行われようとしている。今回の見直しは、予防給付の創設、地域支援事業の創設、施設給付の見直し、地域密着型サービスや地域包括支援センターなどの新たなサービスの創設など多岐にわたっている。
しかし、これら見直し案の中には、制度の基本理念である「介護の社会化」選択性のあるサービス」という点からすると、サービスの後退を招きかねない内容が含まれている。具体的には、予防給付においては、従来の在宅サービス給付の抑制・制限が懸念される。筋力トレーニングなどの予防給付は、その効果を否定するものではないが、これまでの介護度で要支援・要介護一人の人々が、訪問介護など従来の在宅介護サービスを受給できなくなるならば、選択性のあるサービス」という制度の根本理念が崩れることになる。
また、施設給付の見直しでは、介護保険三施設のサービス費用のうち、「居住費」と「食費」を保険給付対象外とし、利用者からいわゆる「ホテルコスト」を徴収しようとするものであるが、現在の特養老人ホームなどの施設環境は、新型特養も含めて、独立した居住空間にはなっておらず、とても「居住」と呼べる条件を整えていない。
厚生労働省は、「在宅時では居住費・食費はかかっているではないか」と言うが、施設入所時に居所を引き払う単身高齢者は別として、それ以外の人は入居によって夫婦や家族が分割されても居住費、食費負担はそれに見合っていない。さらにシニア・シニアなどの短期的利用の場合はなおさらである。
よって、以下の点を介護保険制度見直しにあたって強く求めるものである。

- 一 予防給付の創設にあたっては、対象者が従来の在宅介護サービスを併用できるようにすること。
二 施設給付の見直しにあたっては、居住費・食費の徴収はしないこと。
三 低所得者の給付抑制につながらないように、保険料・利用料の低所得者対策を充実させること。

住民基本台帳法の改正を求める意見書

個人情報保護の保護は、国や地方自治体のみならず民間企業においても非常に重要な課題となっており、それぞれの立場での真摯な取り組みが不可欠となっている。
本年四月には行政機関個人情報保護法が施行されるほか、我が国で初めて民間事業者を対象とする個人情報保護法も全面施行され、自治体においても個人情報保護条例の制定が推進されている。
しかし、このように個人情報保護をめぐる様々な法整備が進む中において、市町村からは住民基本台帳法第十一条により氏名、住所、生年月日、性別の四情報、営業目的であっても誰でも原則として大量閲覧できる状況にある。市民の個人情報に対する意識が近年急速に高まっている中、住民基本台帳法に基づき四情報が広く閲覧、利用されている現状には矛盾が指摘されている。
さらに最近では、名古屋市中区で閲覧制度を悪用した母子家庭の女児に対する連続わいせつ事件が起こるなど、住民基本台帳法第十一条による閲覧制度が現実として住民の安全を著しく侵害している恐れがある。住民を保護すべき自治体として個人情報保護条例を始めとした独自の取り組みを図る例もあるが、法の存在が事態への対処を困難にしている面もある。
よって、本市議会は、公用及び公益目的以外の住民基本台帳の一部の写しの閲覧を認めないよう、住民基本台帳法第十一条を改正するよう求める。

神奈川県最低賃金改定等についての意見書

日本の雇用情勢は、完全失業率の改善が見られるものの、依然として四%台後半の高水準で推移しており、一年以上にわたる長期失業者の割合も三割程度に達し、加えてフリーター・ニート(NET)といった若年者の雇用問題も深刻化しています。
また、パートタイム労働者比率の上昇などにより、全体の賃金水準が低下する中、賃金の規模間格差も拡大し、賃金のセーフティネットの充実が望まれます。
このような状況の中、長引く個人消費の低迷が長期不況の原因の一つとなっていることは明らかであり、一般労働者(二〇〇四年度神奈川県時間給水準千九百七十三円)と大きな格差があるパート労働者等の賃金(二〇〇四年度の最低賃金七百八円)を改善していく必要があります。
以上の観点から、次の事項について実現するよう強く求めるものです。

- 一 神奈川県最低賃金の改定諮問を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、一般労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。
二 最低賃金の改定にあたっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、神奈川県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、その趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

記

- 一 各市区町村が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、何らかの財政支援を講ずること。
二 発達障害の早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と、新たな児童健診制度(五歳児健診)や就学